

## 保健医療圏の設定について

### 1 見直し案

「2次保健医療圏」を広域化し、3圏域に再編。  
併せて、従来の6圏域を、新たに「1.5次保健医療圏」として承継。

### 2 見直しの趣旨

疾病等に対応した実態に応じ、高度医療の提供体制等の拠点機能を中心として、急性期の治療の後には、住み慣れた身近な地域で療養、在宅等の身近な医療を受けることができる一貫した連携体制を構築。

### 3 5疾病、5事業及び在宅医療における圏域の考え方の例

#### ○ がん

3 圏域（東部、南部、西部）

- ・3圏域ごとに「がん診療連携拠点病院」を中心とし、専門診療から療養支援に至るまでの連携体制を構築
- ・予防、早期発見や療養支援等については、1.5次医療圏単位等の地域で体制を構築

#### ○ 急性心筋梗塞

3 圏域（東部、南部、西部）

- ・3圏域ごとに、急性期における「救急医療」から回復期に至るまでの連携体制を構築
- ・在宅医療や再発予防等については、1.5次医療圏単位等の地域で体制を構築

#### ○ 糖尿病

6 圏域（東部Ⅰ、東部Ⅱ、南部Ⅰ、南部Ⅱ、西部Ⅰ、西部Ⅱ）

- ・6圏域ごとに、地域の実情に応じた生活習慣の改善から、糖尿病の診断・治療、合併症への対応等の連携体制を構築

#### ○ 小児医療（小児救急）

3 圏域（東部、南部、西部）

- ・3圏域ごとに「小児救急医療拠点病院」を中心とし、「救急医療」から「一般医療」に至るまでの連携体制を構築
- ・健康相談や「かかりつけ医」を中心とする「一般医療」については、1.5次医療圏単位等で体制を構築

#### ○ 災害医療

3 圏域（東部、南部、西部）

- ・3圏域ごとに「災害拠点病院」や「災害医療支援病院」による、大規模災害に対応する連携体制を構築
- ・「災害時コーディネーター」による被災地の医療・福祉の統括・調整等について、1.5次医療圏単位等の地域での連携を推進

#### ○ 在宅医療

6 圏域（東部Ⅰ、東部Ⅱ、南部Ⅰ、南部Ⅱ、西部Ⅰ、西部Ⅱ）

- ・6圏域ごとに患者が住み慣れた地域で療養生活を送ることができる体制を構築
- ・日常生活の支援については、日常生活圏（中学校区程度）における医療・介護の連携体制構築を推進